

## 医師の働き方改革が医師のキャリアとスキルアップを支える制度となるために

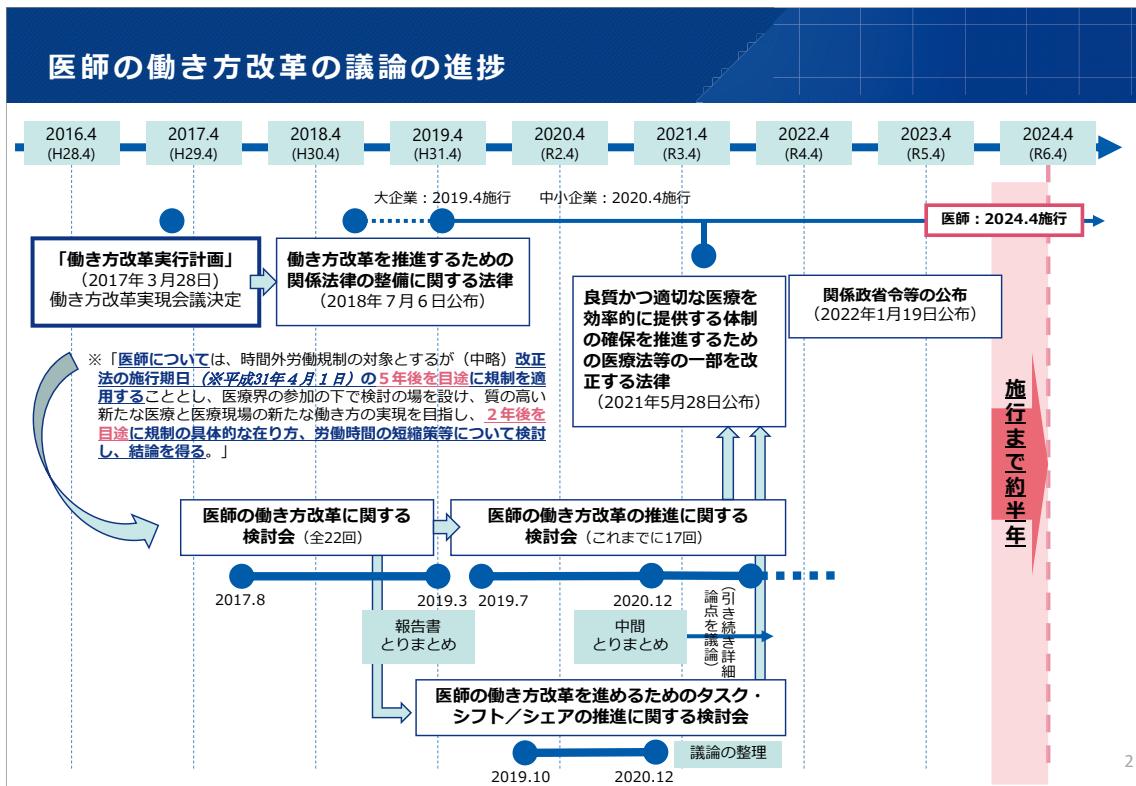
厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

室長補佐 藤川 葵  
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

### 働き方改革の意義

～「働き方改革実行計画」(H29.3.28)より～

- ・ 「働き方」は「暮らし方」そのものであり、働き方改革は、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手を付けていく改革
- ・ 長時間労働は、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因。長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつく。経営者は、どのように働いてもらうかに关心を高め、単位時間当たりの労働生産性向上につながる



## 研鑽は労働時間に含まれるのでしょうか？



上司等の明示・黙示の指示によって行われるものは、  
労働時間に該当することになります。



在院時間が全て労働時間になるわけではなく、  
使用者の指揮命令下に置かれているか  
によって判断されます。



研鑽について

## 宿直は労働時間に含まれるのでしょうか？

- 👉 宿直中の手待ち時間も、  
**原則は労働時間になります。**
- 👉 医療機関が労働基準監督署による**宿日直許可**を  
受けている場合は、その宿日直に携わる時間は  
規制の対象となる**労働時間には含まれません** (※)。

// 詳しくいうと… //

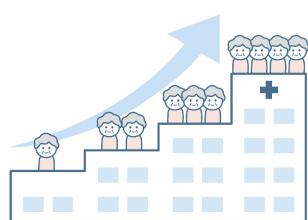
※許可の範囲で労働時間に関する規定の適用がなくなりますが、  
許可を受けた宿日直中に通常の勤務時間と同様の業務に従事する  
時間については、許可の効果が及ばず、労働基準法の適用があります。

宿日直許可について

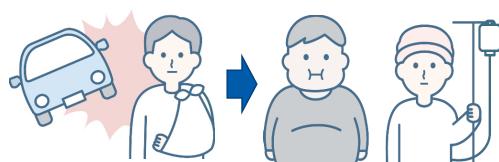
4

## 日本の医療を取り巻く状況は…

高齢者の増加に伴う  
医療需要の高まり



生活習慣病・悪性腫瘍治療を  
中心とする  
医療ニーズの変化



患者さんの  
生活や健康状態に合わせた  
総合的な医療の提供



我が国の医療と医師の働き方

6

少子高齢化が特に進む地域では、  
医療従事者全体のマンパワーが不足  
していきます。



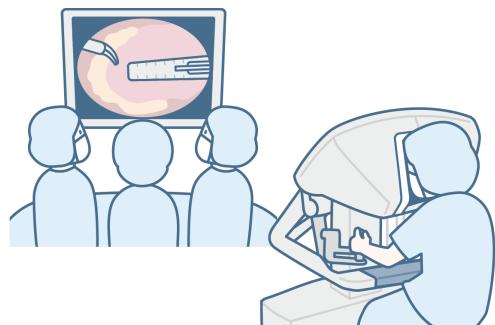
我が国の医療と医師の働き方

これからも、医師個人の業務が増えるかもしれません。

増加する高齢の患者さんは、  
治療に時間と人手が必要



医療が高度化するほど  
修練に年月がかかる



我が国の医療と医師の働き方

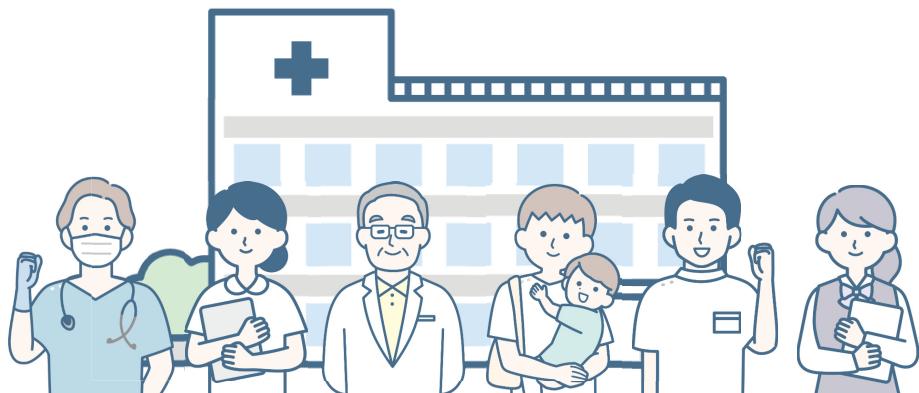
今後、こうした医療を取り巻く状況の変化が見込まれる中で、

地域に必要とされる医療を持続的に提供できる社会  
の実現が必要となってきます。



我が国の医療と医師の働き方

多様な医療従事者が活躍をしつづけるために、



働きやすい環境を作っていくことが大切です。

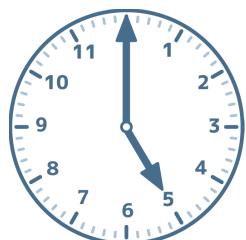
我が国の医療と医師の働き方

2024年4月、新しい医師の働き方の  
ルールが始まります！

地域医療を守るために  
の医師の労働時間の  
特別ルール



長時間勤務の中でも  
勤務医の健康を守る  
ためのルール



医師の労働時間の特別則

診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	(臨時に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
C-2水準	高度な技能の修得のため	1,860時間

※月100時間未満の上限もあります（面接指導の実施による例外あり）。

医師の健康を守る働き方 12

## Question !

なぜ上限時間が960時間や1,860時間になっているのですか？

## Answer 1/2

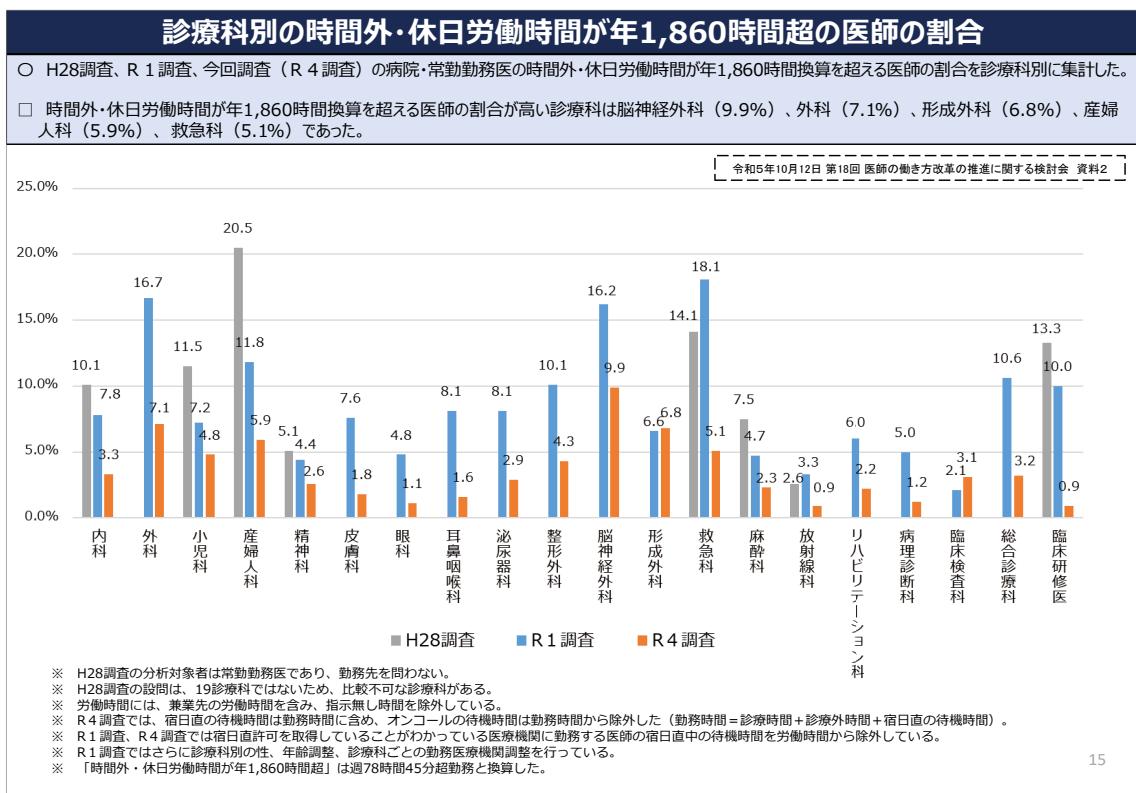
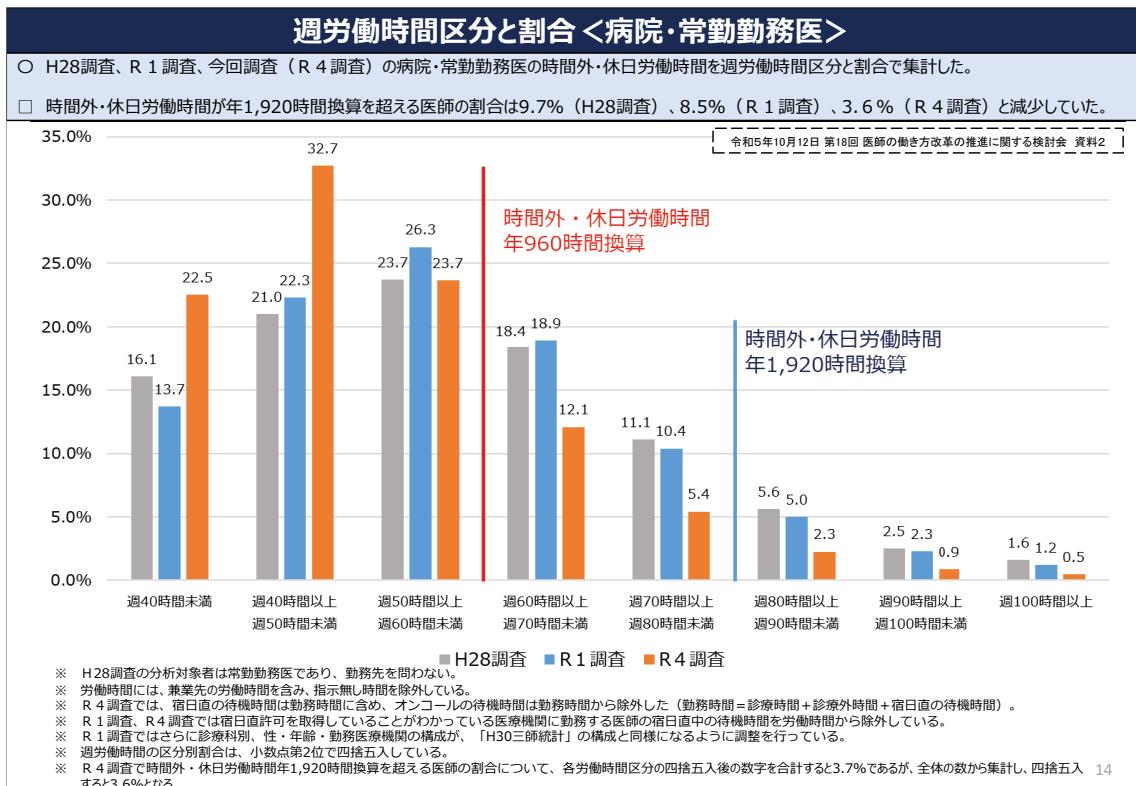
### ○960時間（A水準が適用される場合の上限時間）

- 通常予見される時間外労働として、36協定によって延長することが可能な時間数は、医師についても一般労働者と同等の働き方を目指すという視点に立って、月45時間、年360時間とされています。
- その上で、「臨時の必要がある場合」に延長することが可能な時間数の上限については、脳・心臓疾患の労災認定基準における時間外労働の水準（複数月平均80時間以下、休日労働込み）を考慮し、12ヶ月分として年960時間とされています。（A水準）

※この水準で毎月平均的に働くとした場合には月80時間以下の時間外・休日労働となり、一般労働者の休日労働込み時間外労働の上限である「複数月平均80時間以下」と同様の水準となっています。



医師の労働時間の特別則



## 医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置

診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

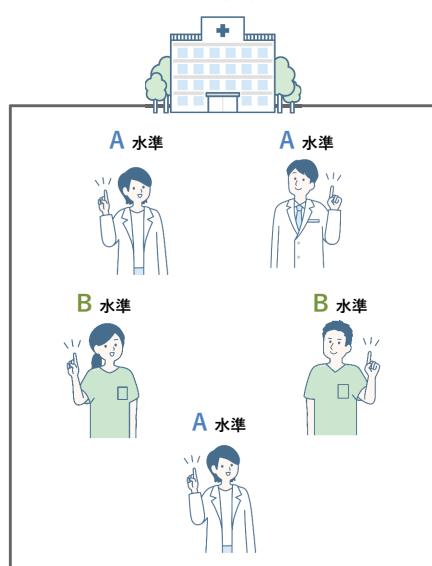
水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間	
都道府県の指定手続き不要	A水準 (臨時に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間	
都道府県の指定手続き必要	連携B水準 地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算する と長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)	2035年度末の解消を目標
都道府県の指定手続き必要	B水準 地域医療の確保のため	1,860時間	
都道府県の指定手続き必要	C-1水準 臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間	将来に向けて縮減方向
都道府県の指定手続き必要	C-2水準 高度な技能の修得のため	1,860時間	

※月100時間未満の上限もあります（面接指導の実施による例外あり）。

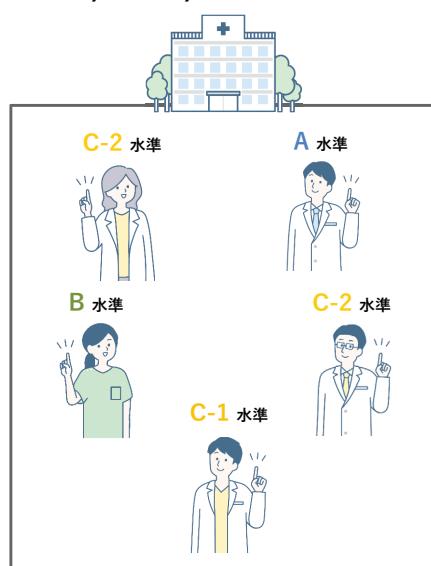
医師の健康を守る働き方

16

### B水準指定



### B,C-1,C-2 水準指定



※医療機関が都道府県に水準の指定申請をします。

※指定を受けた場合でも、医療機関の医師全員が連携B・B・C水準となるわけではありません。

医師の労働時間の特別則

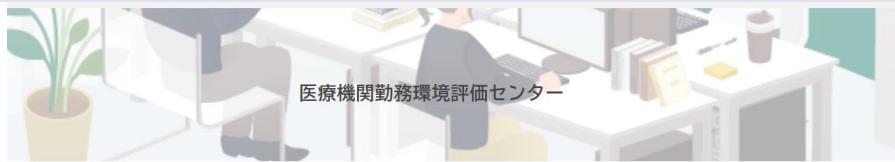
17

## 医療機関勤務環境評価センター

令和4年9月16日にホームページ公開

<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

令和4年4月1日に日本医師会を指定。



都道府県別の受審申込受付  
状況が確認できます。



18

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 長時間労働の中でも勤務医の健康を守るために 大切なルール

ひと、くらし、みらいのため



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

## 2024年4月、新しい医師の働き方のルールが始まります！

地域医療を守るための医師の労働時間の特別ルール



長時間勤務の中でも勤務医の健康を守るためにルール



医師の健康を守る働き方の新ルール

### 勤務医の健康を守るために新ルール



医師への面接指導のルールが新しく設けられます。



長時間勤務時にも適切な休息を確保するためのルールが設けられます。



医師の健康を守る働き方の新ルール

**時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師には、面接指導が実施されます。**



※ 必要と認められる場合は、就業上の措置が講じられます。

医師の健康を守る働き方の新ルール

22

### 令和5年度 面接指導実施医師養成講習会 ロールプレイ研修

令和6年4月を目前に控え、長時間労働医師への面接指導でこんな悩みはございませんか？

本当に面接指導をちゃんとできるか不安…

医師にどんなアドバイスを行ったら良いのだろう？

特に深刻な状態の医師を面接することになったときの対応が心配…

ロールプレイ研修に参加して、来年の4月に備えましょう！

労働時間・睡眠・心身の状態等の必須確認項目の質問方法

面接対象医師への具体的なアドバイス内容

産業医等につなげる必要のある面接対象医師への対応

etc.

研修受講のご案内

参加費 無料 受講は 任意

[開催日時] 令和5年8月20日～令和6年3月2日の間の1日（4時間）

全28回 オンライン開催 平日 13:30～17:30 土日祝 9:00～13:00

[対象] 面接指導実施医師養成講習会を既に受講した方

[申込方法] 医師の働き方改革・面接指導実施医師養成ナビ (<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>) の面接指導実施医師養成講習会ログイン後に表示される「ロールプレイ研修申込」より希望日時を選択



お申し込みはこちらから

<<研修プログラム>>

長時間労働医師への面接指導のポイント解説

シナリオ①～③  
ロールプレイ1

討論・質疑応答

シナリオ④～⑥  
ロールプレイ2

討論・質疑応答

お問い合わせ  
(厚生労働省委託事業実施機関)

MAIL

[ishimensetsu@digital-knowledge.co.jp](mailto:ishimensetsu@digital-knowledge.co.jp)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 面接指導実施医師養成講習会ロールプレイ研修におけるシナリオの例

ロールプレイ研修のワークブックは、深刻な状態の医師を面接することになったときの対応について討論が行えるようなシナリオを盛り込んだテキストとなっている。



面接指導対象医師シナリオ ⑤

2023年10月発行

面接指導実施医師養成講習会 ロールプレイ研修

ワークブック  
第2版

医師氏名: 太田 健  
年齢: 48歳  
家族背景: 妻、長男20歳  
所属部門・職位: 脳神経外科  
過去6か月間の時間外労働時間  
: 60、80、70、100、120、70時間  
当月の時間外・休日労働時間(面接時)  
: 82時間  
睡眠負債の状況: 0点  
労働者の疲労蓄積度評価  
: 自覚症状 2 (I) 勤務の状況 10 (C)  
→ 判定 2 (やや高いと考えられる)

<面接までのエピソード>  
以前に何度も面接指導を受けている。  
脳神経外科では主治医制をとっている。今日は時間外の救急対応や手術件数が多く、一晩で3人入院することもあり、連日重症患者の対応が続いている。休日しか来ない患者家族に説明するのが億劫。後輩の脳神経外科医が作成した論文をチェック中だが、疲れているときに確認を求められたこと、さらにそもそも出来が悪かったことで、先日後輩を強く叱責してしまった。  
息子の就職活動について、妻と口論が続いている。  
基礎疾患: 高血圧(大学同期の内科医に相談している程度)

24

十分な休息時間（睡眠時間）を確保するため、  
医師の勤務間のインターバルのルールが設定されます。

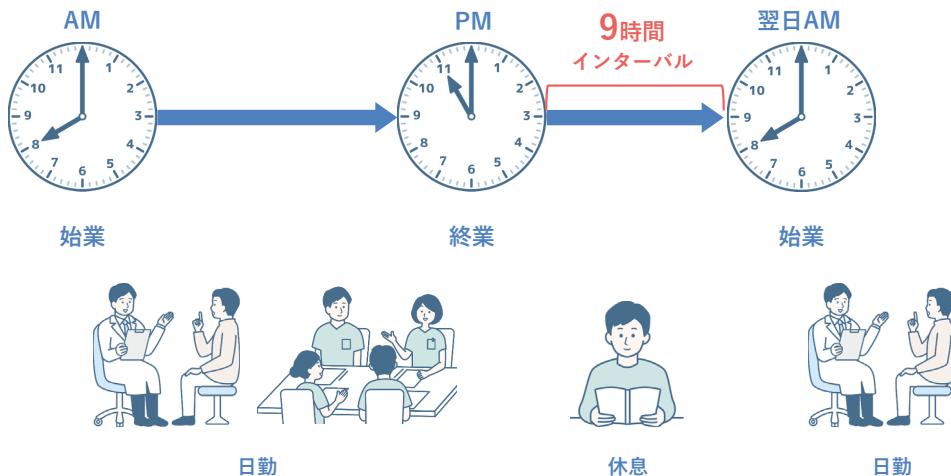


連続した休息時間を確保し、  
仕事から離れることが、  
心と体の健康のために重要です。

※ 休息時間を細切れにすることは認められません。

## 勤務間インターバルが確保された状態の働き方のイメージ

24時間



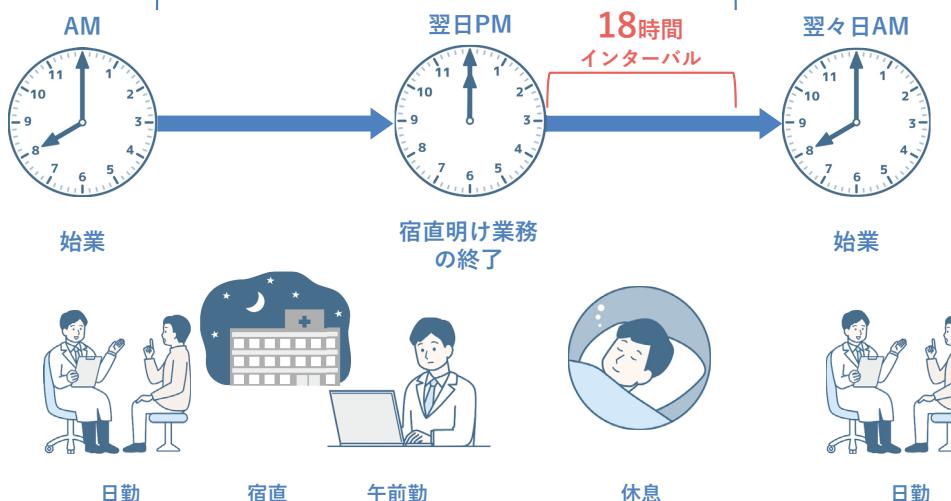
※ 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

医師の健康を守る働き方の新ルール

26

## 勤務間インターバルが確保された状態の働き方のイメージ

46時間

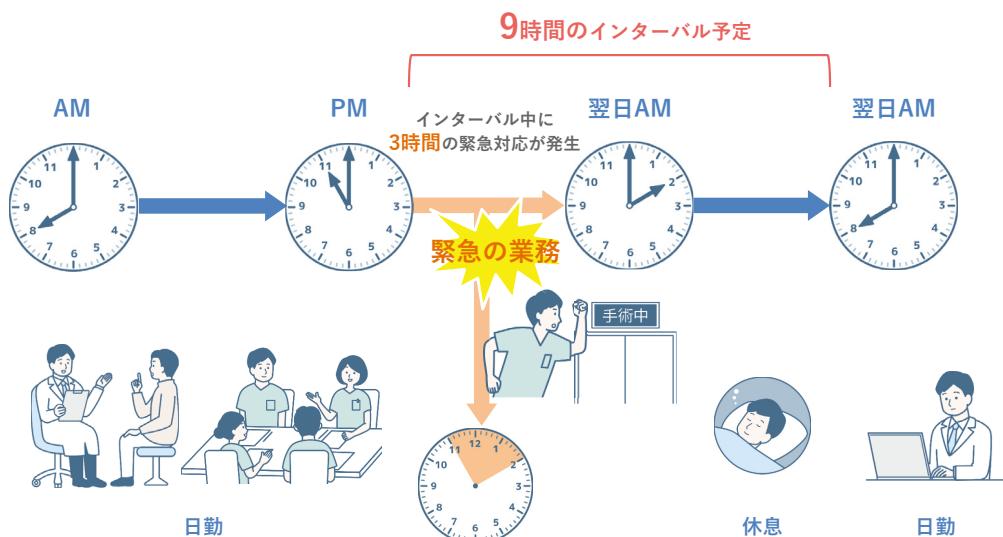


※ 始業・終業の時間はいずれも事前に予定されたもの。

医師の健康を守る働き方の新ルール

27

休憩中でも、緊急の業務が発生した場合は対応が可能です。  
このような場合には、代償休憩が与えられます。



この3時間分の代償休憩は翌月末までに与えられます。

医師の健康を守る働き方の新ルール 28

医師の働き方改革の制度における  
基本19領域の専門研修プログラム修了後  
の医師への対応について

診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	(臨時に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
C-2水準	高度な技能の修得のため	1,860時間

※月100時間未満の上限もあります（面接指導の実施による例外あり）。

医師の健康を守る働き方 30

専攻医を卒業した医師の  
技能研修のために

長時間労働が必要な場合に適用される

## C-2水準

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860 時間**



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、  
その労働時間を義務化するものではありません。

医師の労働時間の特別則

31

## Question !

C-2水準の適用を希望する医師は、どのような手続きが必要ですか？

## Answer

- ・C-2水準の適用を希望する医師は、「C-2水準対象技能となり得る技能の考え方」に合致する技能修得のためにやむを得ず年960時間を超える時間外・休日労働を必要とするものとして、本人の発意に基づき作成した技能研修計画が適格な内容であることについて、厚生労働大臣の確認（審査組織による審査）を受け、内容が承認されている必要があります。



医師の労働時間の特別則

## C-2水準の技能研修計画に記載する技能 (C-2水準対象技能となり得る技能の考え方)

### 1 「C-2水準の対象分野」に該当

日本専門医機構の定める基本領域（19領域）において、  
高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野

&

### 2 「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方方に該当

我が国の医療水事を推進していくために必要とされる、医学研究や医療技術の進歩により新たに登場した、  
保険未収載の治療・手術技術（先進医療を含む）

良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師  
が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必  
要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベル  
まで到達することが困難な技能

&

### 3 「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方方に該当

次のア～ウの1つ以上に該当

ア 診療の時間帯を  
選択できない現場でなければ  
修得できない

イ 同一の患者を同一の医師が  
継続して対応しなければ  
修得できない

ウ その技能に関する  
手術・処置等が長時間に及ぶ

医師の労働時間の特別則

## 審査承認となった申請分野と技能名について

令和5年10月12日 第18回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料1

- 現在までのC-2水準審査において、医療機関の教育研修環境の審査において承認となった分野、及び技能研修計画の審査において承認となった主な技能名・分野は、以下のとおり。
  - ・ 医療機関の教育研修環境の審査にて承認となった分野：小児科、外科、産婦人科
  - ・ 技能研修計画の審査において承認となった主な技能名・分野
    - 小児科**
      - ・ ハイリスク新生児の蘇生・全身管理
    - 外科**
      - ・ 先天性、後天性心疾患に関する手術およびその周術期管理
      - ・ 食道癌に関する手術およびその周術期管理
      - ・ 肝胆膵に関する手術とその周術期管理 等
    - 産婦人科**
      - ・ 異常妊娠における母体と胎児に対する周産期管理
      - ・ 子宮・付属器悪性腫瘍に対する手術、周術期管理及び薬物療法 等
- ※ 技能研修計画は技能名のみで審査を実施しているわけではなく、C-2水準の対象技能の修得にやむを得ず長時間労働を必要とする根拠の妥当性、C-2水準の対象技能の修得に求められる研修予定症例数の妥当性等を踏まえ、総合的に審査が実施されている点に注意が必要。
- C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能の考え方は、改正医療法の施行後、審査事例を重ねる中で、定期的な見直しを行っていくこととされていた。C-2水準の対象技能の類型化や、修得予定症例数の目安、C-2水準の対象技能の教育研修機関に求められる要件等の検討と併せ、改正医療法施行後のC-2水準に関する制度内容の検証については、令和6・7年度の厚生労働科学研究を活用して行うことを予定している。

34

## C-2水準に関するホームページ「医師の働き方改革C2審査・申請ナビ」

医療機関およびC-2水準の適用を希望する医師に対して、審査に必要な情報を掲載

医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

トップ

よくあるご質問

お問い合わせ



医師の働き方改革開拓制度におけるC-2水準開拓審査について  
ご案内するページです。  
C-2水準に関する様々な情報を発信しています。  
また、C-2水準の適用を希望する医師の方、C-2水準医療機関の  
指定を希望する医療機関職員の方が、C-2水準開拓審査のため  
の申請をオンラインで行うことができます。

C-2水準を申請する



C-2水準を申請する



医師の働き方改革  
C2審査・申請ナビ

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

令和5年度審査において承認となった  
審査申請書を記載例として掲載

令和5年度は3回の審査会を予定しております。  
第1回の審査委員会への申請締切は6月12日(月)です。

このボタンをクリックすることで、C-2水準申請システムに入ることができます。  
C-2水準申請システムでは、  
● C-2水準の適用をご希望の医師・技能研修計画の作成とその審査の申請  
● C-2水準の指定をご希望の医療機関・医療機関申請書の作成と審査の申請  
を行うことができます。



35

## C - 2 水準に関するホームページ「医師の働き方改革 C 2 審査・申請ナビ」

令和4年度審査において承認となった技能研修計画を記載例として掲載

<p><b>記入例1 (令和5年度審査における承認申請書)</b></p> <p>(イ) 技能研修計画 ※必ず申請医師本人が記載してください</p> <p>① 研修計画期間 (一度に申請できるのは最長3年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">開始</td> <td style="padding: 2px;">2024年4月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">終了</td> <td style="padding: 2px;">2027年3月</td> </tr> </table> <p>② 技能の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">領域(基本19領域)</td> <td style="width: 90%;">外科</td> </tr> <tr> <td colspan="2">技芸名 ※複数ある場合は複数行或多めを組み合わせて記載をおすすめ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">C-2水準の対象者となり得る医師の特徴(以下にかかる選択)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input checked="" type="checkbox"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、医療未収載の治療・手術技術  <input checked="" type="checkbox"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、他の医師が負担して実施するべき医療技術の開拓や、医療技術の標準化・規格化のための研究開発等でその専門性を活用することに貢献的な技術         </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input checked="" type="checkbox"/> 訓練の移譲にやさかず  <input checked="" type="checkbox"/> 長時間労働が必要となる複数の医療技術  <input checked="" type="checkbox"/> 同一の医療者一人の医療が複数回で実施されなければならない  <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療に関する手順・処置等が長期的におこる         </td> </tr> </table> <p>③ 当該技能の修得に関する技能の研修予定症例数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">申請するC-2水準の技能の修得のために必要な時間(研修予定期間)(月/年次)</td> <td style="width: 90%;">所属医療機関の年間見込み症例数</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>5年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>7年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>8年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>9年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>10年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>11年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>12年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>13年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>14年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>15年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>16年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>17年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>18年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>19年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>20年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>21年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>22年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>23年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>24年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>25年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>26年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>27年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>28年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>29年目</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>30年目</td> <td>20件</td> </tr> </table> <p>④ その他、技能修得のための必要な業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">■中治研修制度を中心とした医療研修費や勤務賃金装置の操作や管理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ)申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input checked="" type="radio"/> 実践演習    <input checked="" type="radio"/> 指定申請中    <input checked="" type="radio"/> 同時申請         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(エ)意思確認</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input checked="" type="checkbox"/> 申請技能の向上のために、やむを得ず90時間以上の時間外・休日労働を必要とする。  <input checked="" type="checkbox"/> 申請技能の向上のために、自らの発展に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は         </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>(医療機関担当者記入)    [医療機関内の承認手続きを完了]</small> </td> </tr> </table>	開始	2024年4月	終了	2027年3月	領域(基本19領域)	外科	技芸名 ※複数ある場合は複数行或多めを組み合わせて記載をおすすめ		C-2水準の対象者となり得る医師の特徴(以下にかかる選択)		<input checked="" type="checkbox"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、医療未収載の治療・手術技術 <input checked="" type="checkbox"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、他の医師が負担して実施するべき医療技術の開拓や、医療技術の標準化・規格化のための研究開発等でその専門性を活用することに貢献的な技術		<input checked="" type="checkbox"/> 訓練の移譲にやさかず <input checked="" type="checkbox"/> 長時間労働が必要となる複数の医療技術 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の医療者一人の医療が複数回で実施されなければならない <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療に関する手順・処置等が長期的におこる		申請するC-2水準の技能の修得のために必要な時間(研修予定期間)(月/年次)	所属医療機関の年間見込み症例数	2年目	20件	3年目	20件	4年目	20件	5年目	20件	6年目	20件	7年目	20件	8年目	20件	9年目	20件	10年目	20件	11年目	20件	12年目	20件	13年目	20件	14年目	20件	15年目	20件	16年目	20件	17年目	20件	18年目	20件	19年目	20件	20年目	20件	21年目	20件	22年目	20件	23年目	20件	24年目	20件	25年目	20件	26年目	20件	27年目	20件	28年目	20件	29年目	20件	30年目	20件	■中治研修制度を中心とした医療研修費や勤務賃金装置の操作や管理		(イ)申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について		<input checked="" type="radio"/> 実践演習 <input checked="" type="radio"/> 指定申請中 <input checked="" type="radio"/> 同時申請		(エ)意思確認		<input checked="" type="checkbox"/> 申請技能の向上のために、やむを得ず90時間以上の時間外・休日労働を必要とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請技能の向上のために、自らの発展に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は		<small>(医療機関担当者記入)    [医療機関内の承認手続きを完了]</small>		<p><b>記入例4 (令和5年度審査における承認申請書)</b></p> <p>(イ) 技能研修計画 ※必ず申請医師本人が記載してください</p> <p>① 研修計画期間 (一度に申請できるのは最長3年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">開始</td> <td style="padding: 2px;">2024年4月</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">終了</td> <td style="padding: 2px;">2027年3月</td> </tr> </table> <p>② 技能の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">領域(基本19領域)</td> <td style="width: 90%;">外科</td> </tr> <tr> <td colspan="2">技芸名 ※複数ある場合は複数行或多めを組み合わせて記載をおすすめ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">C-2水準の対象者となり得る医師の特徴(以下にかかる選択)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input checked="" type="checkbox"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、医療未収載の治療・手術技術  <input checked="" type="checkbox"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、他の医師が負担して実施するべき医療技術の開拓や、医療技術の標準化・規格化のための研究開発等でその専門性を活用することに貢献的な技術         </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input checked="" type="checkbox"/> 訓練の移譲を教習でできない複数の医療技術  <input checked="" type="checkbox"/> 同一の医療者一人の医療が複数回で実施されなければならない  <input checked="" type="checkbox"/> 長時間労働が必要となる複数の医療技術  <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療に関する手順・処置等が長期的におこる         </td> </tr> </table> <p>③ 当該技能の修得に関する技能の研修予定症例数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">申請するC-2水準の技能の修得のために必要な時間(研修予定期間)(月/年次)</td> <td style="width: 90%;">所属医療機関の年間見込み症例数</td> </tr> <tr> <td>1年目</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>5年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>6年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>7年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>8年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>9年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>10年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>11年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>12年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>13年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>14年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>15年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>16年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>17年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>18年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>19年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>20年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>21年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>22年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>23年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>24年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>25年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>26年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>27年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>28年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>29年目</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>30年目</td> <td>10件</td> </tr> </table> <p>④ その他、技能修得のための必要な業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">■中治研修制度を中心とした医療研修費や勤務賃金装置の操作や管理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ)申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input checked="" type="radio"/> 実践演習    <input checked="" type="radio"/> 指定申請中    <input checked="" type="radio"/> 同時申請         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(エ)意思確認</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>当該技能研修計画は、自らの発展に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は 申請技能の向上のために、やむを得ず90時間以上の時間外・休日労働を必要とする。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <small>(医療機関担当者記入)    [医療機関内の承認手続きを完了]</small> </td> </tr> </table>	開始	2024年4月	終了	2027年3月	領域(基本19領域)	外科	技芸名 ※複数ある場合は複数行或多めを組み合わせて記載をおすすめ		C-2水準の対象者となり得る医師の特徴(以下にかかる選択)		<input checked="" type="checkbox"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、医療未収載の治療・手術技術 <input checked="" type="checkbox"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、他の医師が負担して実施するべき医療技術の開拓や、医療技術の標準化・規格化のための研究開発等でその専門性を活用することに貢献的な技術		<input checked="" type="checkbox"/> 訓練の移譲を教習でできない複数の医療技術 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の医療者一人の医療が複数回で実施されなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 長時間労働が必要となる複数の医療技術 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療に関する手順・処置等が長期的におこる		申請するC-2水準の技能の修得のために必要な時間(研修予定期間)(月/年次)	所属医療機関の年間見込み症例数	1年目	5件	2年目	10件	3年目	10件	4年目	10件	5年目	10件	6年目	10件	7年目	10件	8年目	10件	9年目	10件	10年目	10件	11年目	10件	12年目	10件	13年目	10件	14年目	10件	15年目	10件	16年目	10件	17年目	10件	18年目	10件	19年目	10件	20年目	10件	21年目	10件	22年目	10件	23年目	10件	24年目	10件	25年目	10件	26年目	10件	27年目	10件	28年目	10件	29年目	10件	30年目	10件	■中治研修制度を中心とした医療研修費や勤務賃金装置の操作や管理		(イ)申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について		<input checked="" type="radio"/> 実践演習 <input checked="" type="radio"/> 指定申請中 <input checked="" type="radio"/> 同時申請		(エ)意思確認		<small>当該技能研修計画は、自らの発展に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は 申請技能の向上のために、やむを得ず90時間以上の時間外・休日労働を必要とする。</small>		<small>(医療機関担当者記入)    [医療機関内の承認手続きを完了]</small>	
開始	2024年4月																																																																																																																																																																														
終了	2027年3月																																																																																																																																																																														
領域(基本19領域)	外科																																																																																																																																																																														
技芸名 ※複数ある場合は複数行或多めを組み合わせて記載をおすすめ																																																																																																																																																																															
C-2水準の対象者となり得る医師の特徴(以下にかかる選択)																																																																																																																																																																															
<input checked="" type="checkbox"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、医療未収載の治療・手術技術 <input checked="" type="checkbox"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、他の医師が負担して実施するべき医療技術の開拓や、医療技術の標準化・規格化のための研究開発等でその専門性を活用することに貢献的な技術																																																																																																																																																																															
<input checked="" type="checkbox"/> 訓練の移譲にやさかず <input checked="" type="checkbox"/> 長時間労働が必要となる複数の医療技術 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の医療者一人の医療が複数回で実施されなければならない <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療に関する手順・処置等が長期的におこる																																																																																																																																																																															
申請するC-2水準の技能の修得のために必要な時間(研修予定期間)(月/年次)	所属医療機関の年間見込み症例数																																																																																																																																																																														
2年目	20件																																																																																																																																																																														
3年目	20件																																																																																																																																																																														
4年目	20件																																																																																																																																																																														
5年目	20件																																																																																																																																																																														
6年目	20件																																																																																																																																																																														
7年目	20件																																																																																																																																																																														
8年目	20件																																																																																																																																																																														
9年目	20件																																																																																																																																																																														
10年目	20件																																																																																																																																																																														
11年目	20件																																																																																																																																																																														
12年目	20件																																																																																																																																																																														
13年目	20件																																																																																																																																																																														
14年目	20件																																																																																																																																																																														
15年目	20件																																																																																																																																																																														
16年目	20件																																																																																																																																																																														
17年目	20件																																																																																																																																																																														
18年目	20件																																																																																																																																																																														
19年目	20件																																																																																																																																																																														
20年目	20件																																																																																																																																																																														
21年目	20件																																																																																																																																																																														
22年目	20件																																																																																																																																																																														
23年目	20件																																																																																																																																																																														
24年目	20件																																																																																																																																																																														
25年目	20件																																																																																																																																																																														
26年目	20件																																																																																																																																																																														
27年目	20件																																																																																																																																																																														
28年目	20件																																																																																																																																																																														
29年目	20件																																																																																																																																																																														
30年目	20件																																																																																																																																																																														
■中治研修制度を中心とした医療研修費や勤務賃金装置の操作や管理																																																																																																																																																																															
(イ)申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について																																																																																																																																																																															
<input checked="" type="radio"/> 実践演習 <input checked="" type="radio"/> 指定申請中 <input checked="" type="radio"/> 同時申請																																																																																																																																																																															
(エ)意思確認																																																																																																																																																																															
<input checked="" type="checkbox"/> 申請技能の向上のために、やむを得ず90時間以上の時間外・休日労働を必要とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請技能の向上のために、自らの発展に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は																																																																																																																																																																															
<small>(医療機関担当者記入)    [医療機関内の承認手続きを完了]</small>																																																																																																																																																																															
開始	2024年4月																																																																																																																																																																														
終了	2027年3月																																																																																																																																																																														
領域(基本19領域)	外科																																																																																																																																																																														
技芸名 ※複数ある場合は複数行或多めを組み合わせて記載をおすすめ																																																																																																																																																																															
C-2水準の対象者となり得る医師の特徴(以下にかかる選択)																																																																																																																																																																															
<input checked="" type="checkbox"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、医療未収載の治療・手術技術 <input checked="" type="checkbox"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、他の医師が負担して実施するべき医療技術の開拓や、医療技術の標準化・規格化のための研究開発等でその専門性を活用することに貢献的な技術																																																																																																																																																																															
<input checked="" type="checkbox"/> 訓練の移譲を教習でできない複数の医療技術 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の医療者一人の医療が複数回で実施されなければならない <input checked="" type="checkbox"/> 長時間労働が必要となる複数の医療技術 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療に関する手順・処置等が長期的におこる																																																																																																																																																																															
申請するC-2水準の技能の修得のために必要な時間(研修予定期間)(月/年次)	所属医療機関の年間見込み症例数																																																																																																																																																																														
1年目	5件																																																																																																																																																																														
2年目	10件																																																																																																																																																																														
3年目	10件																																																																																																																																																																														
4年目	10件																																																																																																																																																																														
5年目	10件																																																																																																																																																																														
6年目	10件																																																																																																																																																																														
7年目	10件																																																																																																																																																																														
8年目	10件																																																																																																																																																																														
9年目	10件																																																																																																																																																																														
10年目	10件																																																																																																																																																																														
11年目	10件																																																																																																																																																																														
12年目	10件																																																																																																																																																																														
13年目	10件																																																																																																																																																																														
14年目	10件																																																																																																																																																																														
15年目	10件																																																																																																																																																																														
16年目	10件																																																																																																																																																																														
17年目	10件																																																																																																																																																																														
18年目	10件																																																																																																																																																																														
19年目	10件																																																																																																																																																																														
20年目	10件																																																																																																																																																																														
21年目	10件																																																																																																																																																																														
22年目	10件																																																																																																																																																																														
23年目	10件																																																																																																																																																																														
24年目	10件																																																																																																																																																																														
25年目	10件																																																																																																																																																																														
26年目	10件																																																																																																																																																																														
27年目	10件																																																																																																																																																																														
28年目	10件																																																																																																																																																																														
29年目	10件																																																																																																																																																																														
30年目	10件																																																																																																																																																																														
■中治研修制度を中心とした医療研修費や勤務賃金装置の操作や管理																																																																																																																																																																															
(イ)申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について																																																																																																																																																																															
<input checked="" type="radio"/> 実践演習 <input checked="" type="radio"/> 指定申請中 <input checked="" type="radio"/> 同時申請																																																																																																																																																																															
(エ)意思確認																																																																																																																																																																															
<small>当該技能研修計画は、自らの発展に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は 申請技能の向上のために、やむを得ず90時間以上の時間外・休日労働を必要とする。</small>																																																																																																																																																																															
<small>(医療機関担当者記入)    [医療機関内の承認手続きを完了]</small>																																																																																																																																																																															

36

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan.

## 医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査結果について

ひとくらしみらいのために  
  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 第4回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（令和5年6月～7月）

第3回の調査項目を踏襲し、調査時点と令和6年4月時点における、副業・兼業先も含めた年通算時間外・休日労働時間が1,860時間超見込みとなる医師数が、医師の労働時間短縮の取組や宿日直許可の取得によって着実に減少していることを明らかとともに、医師の引き揚げ予定について、大学病院本院を除く地域医療提供体制維持に必須となる医療機関を対象に調査（第4回調査）を行った。その概要は以下のとおりである。

### 調査対象

地域医療提供体制維持に必須となる医療機関（大学病院本院を除く病院・有床診療所）

### 調査時期

令和5年6月19日～令和5年7月7日

### 調査方法

各都道府県へ調査票を配布し、都道府県がとりまとめた回答を集計

### 調査事項

- ① 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間が年通算1,860時間相当超の医師数
- ② 令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間が年通算1,860時間相当超となることが見込まれる医師数
- ③ 令和6年4月時点で医師の引き揚げにより診療機能への支障を来すことが見込まれる医療機関数

### 結果の概要

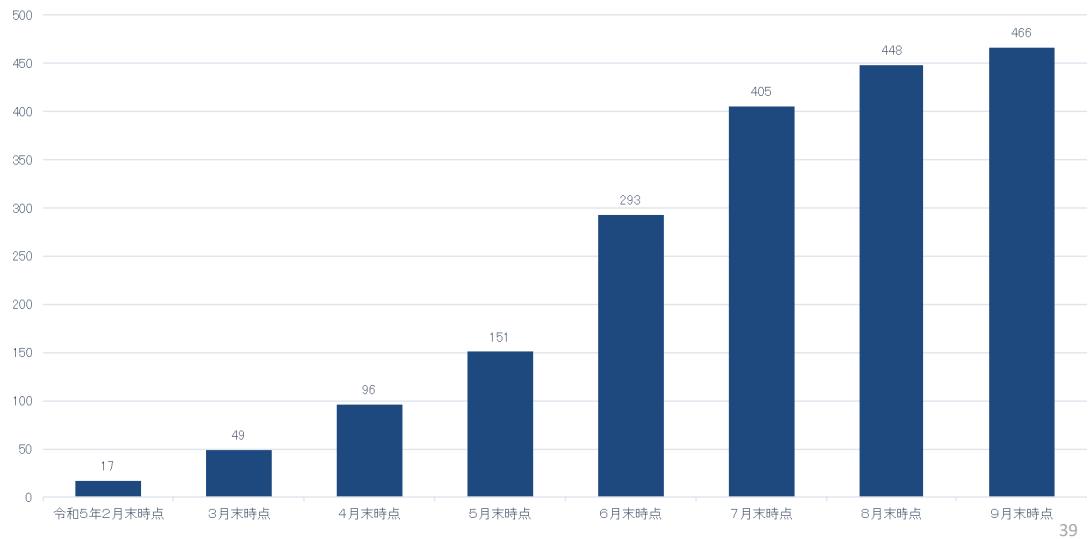
- 令和5年10月12日 第18回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料3
- 回答数  
都道府県：①及び② 47 都道府県、③ 46 都道府県
  - ①調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間が年通算1,860時間相当超の医師数：  
516人（病院：515人、有床診療所：1人）
  - ②宿日直許可の取得や医師の労働時間短縮の取組を実施しても、令和6年4月時点で副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間が年通算1,860時間相当超見込みの医師数：  
83人（病院：83人、有床診療所：0人）
  - ③医師の引き揚げによる診療機能への支障が見込まれる医療機関数  
30 医療機関

38

## 医療機関勤務環境評価センターへの受審申込受付状況について

- 医療機関が特定労務管理対象機関の指定を受けるためには、評価センターの受審が必要である。評価センターは、令和4年10月31日より評価受審の申込受付を開始しており、令和5年10月9日時点における評価センターへの受審申込受付数は471件。

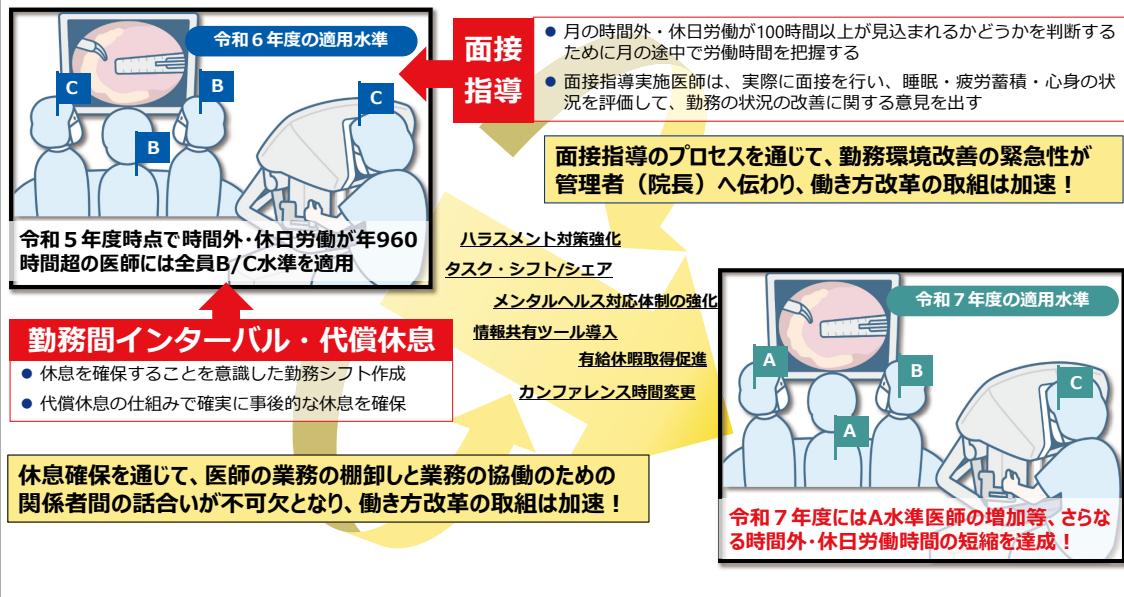
評価センター受審申込件数（各月までの累計）



39

## 追加的健康確保措置をきっかけとした働き方改革のさらなる推進

B・C水準の指定を受けることは、今後、勤務環境の改善につなげていくチャンスを得ること。  
面接指導の義務づけ、勤務間インターバル・代償休憩確保の義務づけを医療機関の働き方改革の好機と捉える。



最後に

## 医療現場でもハラスメントが起きることがあります。

例えば

パワーハラスメント

セクシュアルハラスメント

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

があります。



働き方を守る様々な法制度

42

### Answer 2/2

厚生労働省では、医療従事者や介護従事者を含む働く方のメンタルヘルス対策について、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置しております。

こころの耳

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

【期間限定】サイトアンケート  
モニター募集  
「こころの耳」をより良いサイトにするためアンケート実施を令和5年1月12月13日(火)まで実施しております。  
当サイトをご利用いただいご立派やご迷惑をおかけさせください。

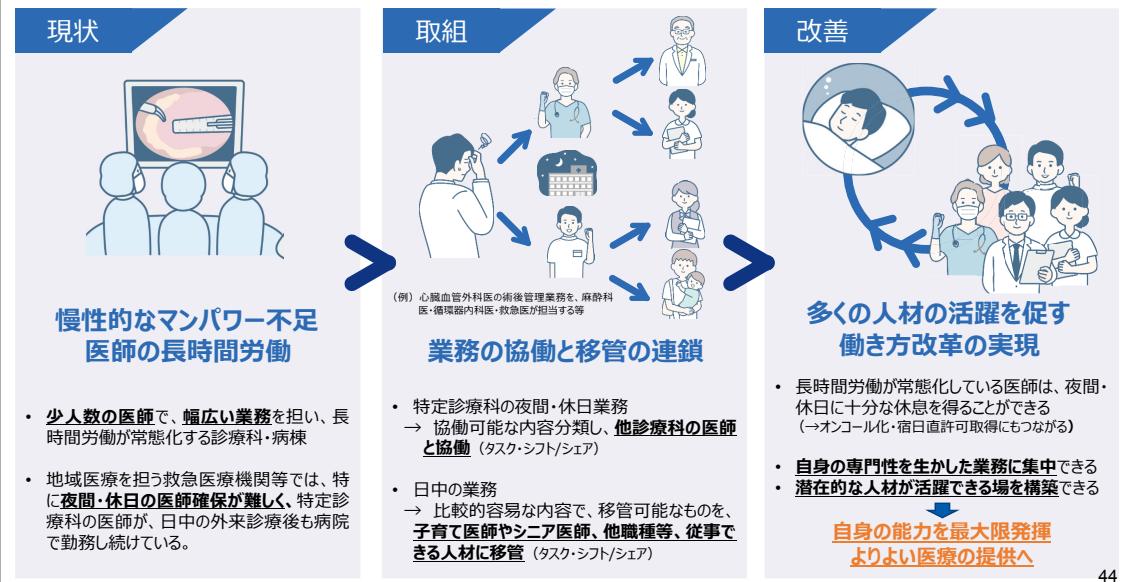
悩みを相談してみませんか  
相談窓口内

こころの耳Q&A  
厚生労働省の役のリハビリにはどのような点に注意したらいですか？  
答える

働き方を守る様々な法制度

## タスク・シフト/シェアによる働き方改革のアイデア

医療機関の業務体制を全体で見直すことで、医師不足により長時間労働が常態化している診療科・病棟等での働き方改革を推進（医療機関全体で考えるタスク・シフト/シェア）



## 医師の時間外・休日労働の上限規制は2024年4月からスタート

医師の長時間労働は正が患者さんへの質の高い、持続的な医療につながります。

患者さんとそのご家族の方に向けて、ご理解とご協力の呼びかけをお願いします。

スペシャルWebサイトからは周知素材の無料ダウンロードが可能です

スペシャルWebサイトURL

<https://iryouishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

### 国民の皆さんへのKey Message

「医師の働き方改革」スタート。医師の長時間労働改善に向けた取り組みにご協力ください。

1

周知用  
ポスター  
リーフレット

俳優を起用したポスター等を制作。  
都道府県を通じて、今年中の公開・  
配布を予定しています。

2

広報周知  
キャラクター



ポスター起用の俳優とともに、  
イラストの広報キャラクターを制作。  
動画やパンフレットなどに登場します。

3

普及啓発  
YouTube

医師の働き方改革始まる編  
医療従事者の労働環境解説編  
患者さんに協力してほしいこと編  
医療機関内で放映する動画

医療機関内で放映することも  
可能な周知用動画を制作。

4

スペシャル  
Webサイト

国民の皆さんに  
医師の働き方改革について  
広くご理解とご協力を  
呼びかけるホームページ

イメージキャラクターを基軸に、  
ポスター、リーフレット等を無料公開。  
様々な情報発信の司令塔として  
活用していきます。

## 「医師の働き方改革」.jp

「医師の働き方改革」.jp 「医師の働き方改革」について情報を発信していく厚生労働省の公式ウェブサイトです。



URL:<https://iryou-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

### 「医師の働き方改革」、スタート。

医師の長時間労働改善に向けた取組にご協力下さい。

2024年4月より、勤務医の残業時間に上限が設けられます。

みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。



イメージキャラクターを基軸に、ポスター、リーフレット等を無料公開。  
様々な情報発信の司令塔として活用していきます。

ご静聴ありがとうございました。

